

## 阿武町行財政改革等特別委員会 会議録

令和4年12月9日(金)

場所：3階委員会室

開会 9時00分 ~ 閉会 10時22分

委員会に付した事件

令和4年12月9日開会の令和4年第7回阿武町議会定例会より付託された案の審議。

出席委員

委員長	7番	松田	穰
副委員長	6番	上村	萌那
委員	1番	米津	高明
〃	2番	白松	靖之
〃	3番	西村	容子
〃	4番	池田	倫拓
〃	5番	市原	旭
議長		末若	憲二

欠席委員 なし

欠員 なし

## 出席説明者

町長	花 田 憲 彦
副町長(総務課長事務取扱)	中 野 貴 夫
教育長	能 野 祐 司
まちづくり推進課長	藤 村 憲 司
健康福祉課長	矢 次 信 夫
戸籍税務課長	水 津 繁 斉
農林水産課長	野 原 淳
土木建築課長	高 橋 仁 志
教育委員会事務局長	藤 田 康 志
会計管理者	近 藤 進
福賀支所長	佐 村 秀 典
宇田郷支所長	小 野 裕 史

欠席者 なし

## 事務局職員

議会事務局長	三 浦 貴
書 記	平 田 祥 子

## 審議の経過(要点記録)

開会 9時00分

○特別委員会委員長(松田 穰) 今年も早いもので12月、このメンバーになって1年が経ちました。最近ではサッカーワールドカップがカタールで開催され、日本代表は見事に予選を突破しました。決勝トーナメント一回戦では惜しくもPK戦で敗れましたけど、ここ何年かの試合の様子を振り返ってみても、着実に強くなってきていると感じました。試合後の選手のコメントも、負けたこともありますけど、次の4年後に向けた前向きな発言が多く、反省しながらも次へ向けての行動を考えて、それを積み重ねていくことで、これまでの実力が付いてきたこと、これを改めて感じました。

阿武町においても、本年は良いこと悪いこといろいろありましたが、反省点を振り返ってばかりでも仕方ないので、問題点、反省点を基に建てた計画を確実に行っていきながら、定期的なチェック、また、更なる改善と、前向きにPDCAのサイクルを回して行って、住民にとっても職員にとっても、選ばれるまちとして更にその魅力を高めていけるように前進していきましょう。

それでは着座にて進行させていただきます。

本日の出席委員は7人です。委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第9号、議案第10号から議案第16号までの16件です。

それでは審議に入ります前に、町長のごあいさつをお願いいたします。

○町長(花田憲彦) 改めまして、おはようございます。連日のご出席、ありがとうございます。直接議案とは関係ないんですが、昨日たまたま役場が引けてですね、ウオンツに買い物に行ったときに、奈古地区の2人の方から声を掛けられまして、いずれの方からも、6,000円の商品券が助かるという意味のことを言われました。そして500円券が良いと言われました。これは、使い勝手がいいように、敢えて500円券にしたので、やって良かったなと思いました。

今年はいろいろなことがあって、臨時も含めて7回も議会があり、感慨深い思いがする訳でありますけど、12月については、人勧等が主なものでありますし、補正予算についても、あまり大きなものはないと思っておりますが、慎重審議をよろしくお願いいたします。

○委員長 続きまして、議長、ごあいさつをお願いいたします。

○議長(末若憲二) おはようございます。昨日議場において、この特別委員会に

議案16件を付託しております。しっかり審議をしてほしいと思います。

今、委員長の素晴らしいあいさつがありました。やはり前へ向いていくしかない、いつまでも振り返っても仕方がないという気持ちでおります。そのためにも、議案等をしっかり審議してほしいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長 それでは会議録署名議員の指名をさせていただきます。5番、市原 旭委員、6番、上村萌那委員、よろしくお願ひします。

それでは議案の審議に入ります。まず議案第1号、阿武町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の審議に入ります。

こちらに関して質疑はございませんでしょうか。

○副町長(中野貴夫) 基本的には、国家公務員法が改正されるということで、これにならって地方公務員も改正されて、これにならって条例も改正するというものです。

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、定年の65歳引上げについての国会及び内閣に対する人事院の「意見の申出」に鑑み、国家公務員の定年が引き上げられるということです。

1番、定年の段階的引上げということではありますが、現行は60歳が定年でありますが、段階的に引上げて65歳にするということで、最終的には、令和13年度に定年が65歳になるということです。

具体的にいいますと、今年60歳になった職員は、市原委員と同じ学年だと思ひますが、まだ定年延長ではありません。来年の3月に60歳で定年したら再任用ということになりますが、その一つ下の学年から、1歳ずつ定年が伸びていくということで、段階的に定年が延長されていきます。60歳を過ぎると、今度は再任用ではなくて暫定再任用という制度で、65歳まで勤められるということになります。そして、定年の引上げに併せて、現行の60歳定年退職者の再任用制度は廃止ということで、条例が施行されますと、再任用ではなくて暫定再任用という制度になります。

2番、役職定年制の導入、管理監督職勤務上限年齢性の導入ということで、組織活力を維持するため、管理監督職の職員は、60歳の誕生日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の官職に異動させる。役職定年による異動により公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き管理監督職として勤務させることができる特例を設けるということで、特例任用も規定されてお

ります。基本的には新陳代謝を図るとというのが国の大きな狙いですので、阿武町で管理職いけば、課長補佐、主幹、課長、この職員が60歳超えたら基本的には直近下位、係長以下の職になるというのが役職定年というものです。しかし著しい支障が生じる場合には、特例を設けるという規定もあるということをご認識いただけたらと思います。

3番、60歳に達した職員の給与でありますけど、人事院の意見の申し出に基づき、当分の間、職員の俸給月額、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、その者に適用される俸給表の職務の級及び号俸に応じた額に7割を乗じて得た額とする。役職定年により降任、降級を伴う異動をした職員の俸給月額は、異動前の俸給月額の7割水準ということで、定年前直前に貰っていた給料の7割で定年延長をしていくということになります。

4番、高齢期における多様な職業生活設計の支援ということで、60歳以後定年前に退職した者の退職手当は、60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間定年を理由とする退職と同様に退職手当を算定するという一方で、一応60歳で辞めるんですけど、それ以後も働くということで、給料が下がってくるんですけど、一応お約束として、一番高いところの給料で退職金は確保していきますということであります。

次に定年前再任用短時間勤務制の導入ということで、60歳に達した日以後定年前に退職した職員を、本人の希望により、65歳までの任期であるが短時間勤務の官職に採用することができる制度を設けるということで、定年が伸びても、定年前再任用短時間勤務制度、今までの短時間勤務制度と変わらないんですが、言葉として定年前再任用短時間勤務制度に条例等は変えていくということです。

大まかには以上のような流れで、行政係の担当も県や国の担当者と話をする中で、「役職定年についてはやむを得ない場合はいいですよと、ただずっとは止めてください、概ね2年くらいならいいんじゃないですか」との回答はいただいています。今後は、町長の人事の中で検討されると思います。

全体的な大まかな説明としては以上です。

○町長 現実問題として、今年度末に60歳で定年となる職員は6人で、全員が管理職です。その後は再任用を希望すれば65歳までは再任用という方法はある、もちろん給料は下がりますけど。本来的には、来年度から始まる役職定年、役職定年というのは、定年延長で定年が63歳になっても、その人は60歳以降は係長以下になるという制度です。しかし、その時に阿武町役場が回りますかという問題が

あります。まず目の先の話として、6人の管理職が辞めてしまう一辺に、ということは、現実問題として、回っていかないのじゃないかなと私は思っています。どうするかは決定している訳ではないですけど、その内の何人かは係長以下にするんじゃないし、要するに課長職でおってもらわんにゃあいけん人がいます。考えてみたら主だった課長、うちの場合は特殊な採用形態があつて、段階なんですよ、今年が6人、来年が3人、この2年でみんな代わるんですよ、それで本当に回りますか、そりゃ厳しいと思います。で間がですね、50歳の前くらいが空いてるんですよ、中途採用をして随分埋めて来たんですけど、どうしても全てが埋まったかというところではない状況で、ある一定の課長については、役職定年ではなく、課長職のままでおってもらふ必要があるんです特殊なケースとして、そうしないと阿武町の行政が回っていかない、そんなことがあつて、この役職定年の制度は慎重に取り扱わないといけないと思っております。

給料表についてもですね、昔は年功序列で上がっていった、今はスタートが上がってフラットになった、ですから、ここらについても生涯賃金ということで考えたときには、定年が延長されるということは、給料がもらえる年数が増える7割ですけど、5年間延長されれば7割だけ貰えるのは間違いない、そうすると、国としては現職の間で割り当てようとしているので、どうしてもフラットになる、公務員は、年功序列で年を取ったら給料が上がりますが、民間はそうじゃない場合が多い、段々民間に近づいていくんじゃないかなという気がしてます。そこは人それぞれ、物じゃないんで、人なんで、生首がぱっと切れるかってそういう問題じゃないんで、生活をかけてここで働いている訳ですから、その辺は家族も含めた生活がかかっているんで、慎重にしたいと思えますし、何らかの形で業務に支障があったらいけないので、人事は今まで以上に慎重にしていかなければならないと思っております。直接関係ない話ですけど、そんな大きな問題だということです。

○委員長 こちらに関して質疑はございませんでしょうか。

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第1号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続きまして、議案第2号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の審議に入ります。質疑はございませんか。

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第2号も原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続きまして、議案第3号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、4号、5号、6号は人事院勧告に基づくものですので、一括して審議に入りたいと思います。これに関して質疑はございませんか。

○2番 白松靖之 採用試験の結果、6名の内定の内3名が辞退されたということで、現在、職員になろうとしている方がおられない、特に町出身者がおられないという状況だと思います。選ばれるまち、町民からも選ばれるんだけど、ここで働いている職員からも選ばれないとダメだと思うんですね。これはどこかに問題があるんじゃないかと思うんですね。

「若い頃、町の職員なんかになるなよ」という風潮が地域にあってですね、町の職員にはなるものじゃないのかなと思っていました。で大人になってですね、他の市町に行くと、「阿武町さんすごいですね、給料安いのに職員さんよく頑張っとしてですね」と、自分とこの市町の水準と比べられていわれました。

残業、超過勤務とか、その辺の待遇について、以前、松田議員や市原議員からも職員が足りているのかという一般質問がありましたように、もう少し待遇の改善をしないと、ここで働こうという方がこれからはいないんじゃないかと思うんですが、大変難しいところだと思うんですが、この辺を徐々に改善していくことこそが、選ばれるまち新生阿武町ということで、これからスタートしていく原動力になっていくんじゃないかなと思います。どうでしょうか。

○町長 昔は耐火工場があった頃は、役場の職員の給料は耐火の給料の半分くらいの時代がありましたが、今はそんなことはありません。

採用試験については、受けても、みんな二股三股四股かけておられる。それも例えば、国、県、市町村については何股もかけている。だからあたかもその時は「絶対に行きます」といつてくれるんですけど、ところがふたを開けてみたら、県に合格したからとか、何々市に合格したからとか、どうしても心の中に序列がある、国、県、市、町という序列が、それで阿武町職員の給料が安いかというと、決して安くはないです。その指標となるのは、ラスパイレス指数で、阿武町のラスパイレス指数が極端に悪いかというとそうではなく、並みのレベルです。

一部の山陽の方の町で初任給を上げているんですが、その町長に直接採用に関係はあるかと聞いたんですけど、「関係なかった」といっていた。要するに受ける人が少なかった。初任給上げたけど、関係なかったといっていた。

そうすると、見え掛けの初任給あたりを調整しだすと、消耗戦になると思います。どっちが高いかという消耗戦になると思います。ですから阿武町は国と合わせている、ほとんどのところは国と合わせている。

そうすると、受験しないことはどこに問題があるかという、そもそも心の中に序列があると思います。それと待遇の方はどうなのかと、待遇についても、うちの場合とはとにかく国に合わせるようにしています。何かの基準がないと、町長のそのときのどんぶり勘定でつまみで決めてはいけないから、昔は色々あったんですけど、職員組合と政策協定を結んだり、ワタリや在職者調整等々、それは阿武町は今は一切ありません。まだ残っている市町はありますけど。

ですから、私は職員が集まらないことと、そういう給料体系等は切り離さないと、公平公正が保てないと思っています。ですから、阿武町はほぼ全てを国の基準に合わせてます。これならば、国がちゃんと制度としてやっているものを地方にもってきただけで、町長のいいようにはできない訳ですから、ただ、今白松委員がいわれることは、プラスαの待遇であったり、仕事のハードさであったり、それは確かにあると思いますから、今、阿武町定員65人なんで、それまで90何人を平成の大合併のときに65人にしたと思います。私はここくらいの範囲の中で、みなさんがちょっとずつ余裕を持てるようにしていきたい。実際には一番みんなが鼻息が荒かったとき「単独でがんばるぞー」は、55人くらいしかいなかった、今は60人くらいいます、でパートの人もほとんどいなかったんですよ各課に、そういう時代を乗り切ってきたから、職員にとっては悪いんかもしれないけど、それが当たり前みたいな感じに私なんか思うから、でも今はそうじゃなしに、各課にほとんどパートさんがおられて、色んな雑務をしてもらっている。更に職員は60人か61人かで、当時からは5～6人増えている訳ですから、平成の大合併の頃からは、でも、ただ今いわれることは良く分かるので、もう少し余裕を持って、例えばちょっと体調が悪くなったら仕事が止まるとかは、そういったことは住民にとってもよくないので、65人の範囲の中で少しずつ余裕をもった採用はしていきたいなというふうに思いますし、反省点としてあるのは、阿武町の場合は即戦力を求めてきたことがあるので、この人は役場に入ったら、0.9くらいやっってくださいよみたいな即戦力近い扱いだったんですけど、必ずしもそれがいいと



は限らないので、0.7くらいで育てていく、2～3年くらいは育てる期間が必要だということは、今反省として思っていますので、これからは、採用計画も若干余裕を持っていきたいなと思っています。そうすると、忙しさに忙殺されていることから若干解放されるかなと思います。

でも、根本的には頭の中に序列を持っていると思います。それと、民間がすごく人手不足だから、民間がすごくいい、民間との差がついている、しかし、これは人事院勧告でやるしかないですけど、そういう実態があります。

白松委員のいわれることはよく分かるので、できるだけそういう余裕を持った人員採用であったりをしていきたいなと思います。

○**委員長** 人事院勧告は、町長もさっきいわれてましたけど、長時間労働の改善とか、新しい働き方テレワーク等、環境面とか働き方改革とか、具体的なものはでてこないのでしょうか。

○**町長** 人事院勧告では、直接的にはそういう部分はできませんが、それも含めて、みなさんが働きやすい形にしていかなければいけないというのは、強く感じますので、色んな形でやっていきたいと思います。

○**委員長** 3号から6号で質疑はございませんか。

○**委員長** 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○**委員長** 異議がないようですので、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○**委員長** 続いて、議案第7号、令和4年度阿武町のうそんセンター改修工事の請負契約の一部を変更することについての審議に入ります。これについて質疑はございませんか。

○**5番 市原 旭** 増額されたことは地域にとって良いことだとは思いますが、補正分の工事個所については、当初の段階で気付くことが出来ず、工事を進めていくうちに判明したということでしょうか。

○**副町長** いわれるとおりです。今回の増額分につきましては、多目的ホールの倉庫内に間仕切りのカーテンをして、エアコンを取り付けて、神楽保存会の衣装等をきちんと整理できるスペースを神楽保存会からの要望により整備したことが一つ、網戸の改修工事ということで、網戸が経年劣化で、そもそもは支所と図書コーナーのみの改修工事の予定であったので、そこまで考えがおよばなくて、こ

れが58枚程度あります。屋上シートの防水漏れ改修工事が3ヶ所ありますが、これについては、今回の改修の中で明らかになったということで、これはやったほうがいいだろうとのことであります。次に農村開発センターの厨房の照明器具が暗いということで、2個ほどLEDに交換します。また、トイレのタイルの改修工事、最後に駐車場の隅に花壇を撤去しコンクリート舗装をするということで、総額233万7千円になります。

○町長 私はけちるものはけちるけど、使うべきところ、やるべきことはやりたいと思いますし、やる以上はちゃんとしたいという信条でやっています。

神楽舞さんが練習をされるんですよ舞台で、夏なら大汗をかきますよね、大汗をかいてその衣装を今までは桐の箱の中に入れていた、そりゃカビも生えますよそんなことをしたら、それで後の上手の袖の所をカーテンで仕切りをして、エアコンをつけて、物干しに干してタイマーを設定していたら、翌日までにはちゃんと乾く訳ですから、高価な衣装にカビを生やしたら、もったいないですからね、これも後に困っているという話がありましたから、ついでなのでやることにしました。それらの積み上げが今回の増額補正となっています。

○委員長 他に質疑はありませんか。

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第7号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて、議案第8号、令和4年度奈古漁業集落排水施設機能保全改築(汚泥脱水機外)工事の請負契約の一部を変更することについての審議に入ります。質疑はございませんか。

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第8号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて、議案第9号、令和4年度町道田部青浦線法面崩壊防止工事の請負契約の一部を変更することについての審議に入ります。質疑はございませんか。

○3番 西村容子 減額になった理由をもう一度聞かせてください。

○土木建築課長(高橋仁志) 現場はご存じのとおり海のそばですが、当初は高低差があるということで、国道のパーキングから仮設道、土砂を持ってきて重機を下すという計画をしておったんですが、受注業者さんと現場の検討をする中で、今から冬になって波浪等がありますので、そういった大きな波浪があったときに土砂をさらってですね、業者に迷惑をかけることにならないかということで、再度現地の方を良く確認してですね、宇田側の方に半島みたいなところがありますけど、民間の土地なんですけど、地元の方と協議をしながら、あそこも急なんですけど、バックホークローラーということで、キャタピラということで、なんとかそこから土地をお借りしてですね、下すことが出来ましたので、それで海岸を走らせてということで、要は海に土砂が流出しないようにということで、結果的に安くなったんですけど、地元のみなさんのご協力もいただきながらということです。

○委員長 他に質疑はありませんか。

○委員長 質疑がないようですので、議案第9号は原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 それでは、続いて補正予算関連の審議に入ります。

○委員長 議案第10号、令和4年度阿武町一般会計補正予算(第5回)の審議に入ります。歳出に関して質疑はございませんか。

○2番 白松靖之 23ページの2目、保育所運営費、14節、工事請負費、みどり保育園福賀分園敷地内整備工事について、内容と経緯はどうでしょうか。

○健康福祉課長(矢次信夫) 内容については、保育園の裏側にコンクリートの擁壁があります。そこに穴が空いて、その穴から泥が流れ出て、保育園のグラウンドの側溝を埋めてしまうということで、この擁壁の穴を埋める補修工事、それから、以前コンクリートで造った焼却炉があるんですけど、これは使わないので撤去、それとプレハブの倉庫が2つあるんですけど、その内1つのドアが台風で全部飛んでしまって使いものにならない状態ですので、その撤去、それからグラウンドに大きなプラタナスの木があるのはご存じだと思いますが、これがかなり枝がはって、落ち葉の処理が大変ということで、枝を落としてもらえないかと現場からの要望がありましたので、これの枝うちとなります。

○2番 白松靖之 夏場とかは陽を遮るのに必要ではないでしょうか。

○健康福祉課長 そうですね。現場からも、夏場の影は必要なので、枝を少し落として欲しいという要望です。

○3番 西村容子 23ページ、保健事業費の19節、扶助費 未熟児養育医療給付金の人数はどのくらいですか。

○健康福祉課長 人数はお一人なんですが、今回、そういったお子さんが生まれて、具体的には、防府の県の医療センターの方でお世話になって、未熟児で生まれた後の入院が必要になって、日数が出たので増額しております。

因みに下の産後ケア事業委託料というのがありますが、これも同様に同じお子さんですね、退院された後に指導が引き続き必要ということで、増額しております。

○3番 西村容子 退院した後のケアということですね。

○健康福祉課長 そうです。

○3番 西村容子 今は元気にされておられるのですか。

○健康福祉課長 今もですね、保健師が代わりに指導に行っております。子どもさんは自体はお元気なんですが、ちょっとお母さんがですね、なかなか養育するというのが難しい方でして、今昼間は保育園に入っていて、尚且つその間に保健師がお母さんの指導に行っているという状況です。

○6番 上村萌那 同じく産後ケアのことなんですけど、以前は都志見病院の方で宿泊のケアができてたと思うんですけど、都志見病院で産科がないということで、他の方でも防府とか遠くで宿泊ケアを受けるということになっているのでしょうか。

○健康福祉課長 今契約しているのは、日帰り型でありましたら、萩でいえば中村レディースクリニック、それと先程いいました、県立の総合医療センター、宿泊型が県立総合医療センターだけになっております。他の病院の方も情報をやり取りして、医療センターの方がオッケーを出せば対象とします。

○委員長 他に質疑はありませんか。

○5番 市原 旭 14ページ、財産管理費の中にある、節の委託料の中で、両支所UPS更新業務というので、停電時の電源だと伺いましたが、これはどのくらいの時間が対応するのでしょうか。

○副町長 時間はちょっと確認します。事業所用のバッテリーみたいなもので、大きさは50cm角のもので、耐用年数は大体5年程度だと聞いていますけど、既に10年以上経っているということで、今回計上させていただきました。時間につい

ては、あと回答いたします。

○5番 市原 旭 因みに、パソコンはデスクトップだろうと思いますので、いきなり電源が落ちたりすると、全てのデータがということになりかねないと思いますが、このこともこれで対応できるということですか。

○副町長 これに対応できると思います。

○5番 市原 旭 本庁にもそういうものがあるのですか。

○副町長 本庁もあります。

○5番 市原 旭 藤原橋の件ですが、予算がついたということは着工になるというふうに理解してよろしいのか、あるいは着工がいつの時期になるのか、教えてほしいと思います。

○土木建築課長 設計が済みまして、大体工事費が出ました。今現在は県の方と河川協議をしております、質問のやり取り等々、色々協議する中で煮詰まってきたんじゃないかなと思っております。最終的にオッケーが出たら、すぐに入札をする予定です。

○町長 あの橋もですね、前からいうように、阿武町で一番危険な橋なんですね、あの橋が一番悪いランク、色々ありましたけど、地元の要望も多いことですからやりますけども、やっぱり阿武町で一番危険な橋というだけあって、言いごとが多いんですよ。ですから、なかなか県の協議が難航しておりますが、やるのはやります。それで、せつかくの機会だから申し上げておきたいと思います。昨日NHKのテレビでインフラのトライアージをいってましたが、インフラの中で、今の藤原橋は微妙なところはありますけど、例えば100m以内に代替えのちゃんとしたものがあるようなもので、利用者人数が極僅少であるとか、いろいろあって、他所ではA B C Dのランクをつける、今橋梁の点検は全部やっていますから、一定程度の基礎データはある、その中で、やはりいつまでも100以上ある橋を、いまからも全部を維持していくというのは現実的じゃないし、お金がなんぼあっても足りない。ですから、はやいうちに、データを基に、そしてデータ足りないところは利用者の数とか、色々なものを組合した中で、トライアージ優先順位を、災害現場でありますよね、これはもう手を尽くしても助からないという方は後回し、そういうやむを得ない優先順位をトライアージといいますけど、やっぱりこういうインフラも基準を設けてその中でトライアージしていかないと、残してくれと要望は分かるんですよ、誰も今あるものはあった方がいい、でもそれじゃ財政がもたないから、すぐできるかどうかは分からないけども、やっぱり阿武町として、町にあ

るインフラの優先順位、そしてこれはもう使う人が僅かしかいない、これがもし廃棄してもすぐ近くに代替えがある、このために莫大なお金、何億も掛かる、そこら辺も含めて、やっぱり基準を設けてトリアージを公表しておかないといけないと思うんですよ。誰もやってくださいというのはいう訳ですから、今あるものは、その辺は私も問題点だなと思ってますから、そういった形で皆さんに公表した中で、これはAランクBランクCランク、Aランクくらいになったら、一定程度の補修をして、ダメなら安全性のために除けますよといったこともやっていかないと、人口も少なくなる中で、財政的にも、今でこそある程度のことは少々できますけど、将来的にいつまでもそれができるとは限らないので、また、そういうこともやっていった中で、財源を確保していかないといけない。何でもかんでも、はいはいはいはいという話はやっぱり、これは責任ある判断ではないと思いますから、ダメなものはダメと、そのためには、事前に基準を設けて判断して、皆さんに了解というか、町としてはこういう基準でトリアージしてますということしていきたいと考えておりますから、直接関係ないですけど、そういうふうに考えております。

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第10号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 では休憩の方は、10分までで入りたいと思います。

休憩開始／10時00分 会議再開／10時10分

○委員長 では再開したいと思います。

○副町長 先程の市原委員のUPSについての質問ですが、回答が間違っておりまして、すみません。今回変えるのはですね、支所のネットワークシステムへのダメージを緩和するため、停電のあったときのため、20～30分程度停電に対応するもので、その間に手動でシャットダウンするためのものです。

○委員長 では引き続き、審議に入りたいと思います。

○委員長 議案第11号、令和4年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)の審議に入ります。こちら、歳出歳入一括して質疑をお受けし

ます。質疑はございませんか。

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議がないようですので、議案第11号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 では続いて議案第12号、令和4年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第3回)の審議に入ります。こちらも、歳入歳出一括して質疑をお受けします。質疑はございませんか。

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議がないようですので、議案第12号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて議案第13号、令和4年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)の審議に入ります。こちらも、歳入歳出一括して質疑をお受けします。質疑はございませんか。

○委員長 特に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議がないようですので、議案第13号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて議案第14号、令和4年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)の審議に入ります。こちらも、歳出歳入一括で質疑をお受けします。質疑はございませんか。

○2番 白松靖之 87ページ、1目、水道施設維持管理費、12節、委託料、検針委託料は、検針員増員でしょうか。

○土木建築課長 検針員は何人かお願いしているんですけど、やり方が2つありまして、1つはシルバー人材センターをとおしてやるやり方と、後は個人的にお願いしている方がいらっしゃいます。今回は、今まで個人でお願いしていた方が、シルバーの方に入られた関係で増額となっております。じゃ個人の方が減るだろうとなりますが、手数料については、現在、検針員が不足しているところがあり

まして、一部を職員がやっておりますので、もしいらっしゃればお願いをしたいと考えております。最終的に余るようなら3月補正で減額します。

○委員長 他に質疑はございませんか。

○委員長 では他に質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第14号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続いて議案第15号、令和4年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)の審議に入ります。こちら、歳出歳入一括して質疑をお受けします。質疑はございませんか。

○委員長 では質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第15号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 続きまして、議案第16号、令和4年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)の審議に入ります。こちら、歳出歳入一括して質疑をお受けします。質疑はございませんか。

○委員長 一点、全体をとおして聞いていいですか。今回の補正予算書を見ると、結構電気代とかの高騰で、その部分の補正が各予算ごとにあったと思うんですが、これは何か省エネ対策とか、家庭だと電気をこまめに点けたり消したりとか、細かな努力をしているんですが、役場の方はどんな感じかな、何かやっているのかな、もしあればお伺いしたいと思います。

○副町長 ご案内のとおり、今回は私もビックリするくらい、特に庁舎の管理経費はですね、電気量がかなり上がっているので、ちょっと調べてみたら、例年よりもですね1.25倍、25%まず使用料がずれています。はっきりしたことは分かりませんが、夏場でもエアコンをたいてもですね、換気をしろと、今日もエアコンはたいているんですけど、窓を開けております。そういうことが多少影響しているのかなと思ったりします。本庁については1.25倍で25%、今年になって大体平均で超えてると、それと単価がですね、原油価格の高騰に伴うものだと思うんですが、基本的な単価と燃料費調整額の単価っていうのがあったりして、こ



れを合わせると、大体倍くらい上がったりしてるんですね、この辺が影響しているんじゃないかなと思います。中電の方からはですね、正式には13日の火曜日、来週の火曜日に値上がりについて説明をしたいという話があります。本庁についても、のうそんセンター、ふれあいセンターについても、同じような状況でですね、今回の増額補正をせざるを得ないということです。それと、それぞれの、私でいえば交通安全塔とか防災行政無線とかもですね、全部去年と比較してですね、それでもやはり去年の伸び率等から勘案して、これくらい僅かではありますけど増額しないと燃料費が足りない、単価が上がっているというのが大きな原因です。

○委員長 では他に質疑はございませんか。では質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきということでご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議がないようですので、議案第16号は原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 以上で本日の委員会に付託されました、議案第1号から議案第9号、議案第10号から議案第16号までの16件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。全体を通して、何か確認事項はございませんか。

（「なし」という声あり。）

○委員長 なければ、事務局や各課から報告事項等がございましたら、お願いいたします。（「特にありません」という声あり。）

○町長 特にありません。

○委員長 では、以上で審議を終了し、行財政改革等特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 10時22分

阿武町議会委員会条例第26条の規定により署名します。

阿武町行財政改革等特別委員会委員長      松   田      穰

阿武町行財政改革等特別委員会委員      市   原      旭

阿武町行財政改革等特別委員会委員      上   村      萌   那